

第七章 知的財産に関する予算立案

I. 知的財産に関する予算立案

公的試験研究機関の知的財産関連予算の立案については、特に明確な決定方法が定められているわけではありません。支援機能において地域産業全体と個別企業等のどちらを重視するか、個別企業等の支援をする場合に共同研究・受託研究と技術支援活動のどちらを重視するかなどにより、活動内容が異なり、ひいては必要な予算構成が異なるからです。

また、一般的な傾向として工業系の公的試験研究機関の活動従事業務は、①研究開発、②技術相談・指導・普及、③依頼試験・設備貸与の3領域にほぼ均等に分散していますが、農林水産系公的試験研究機関では研究開発業務の比率が大半を占め、また、環境・衛生系公的試験研究機関では依頼試験・設備貸与業務の比率が約半分を占めるなど、公的試験研究機関の分野により業務内容の比重が異なります。

大枠の予算策定の目安としては、総予算に対するパーセンテージや受託研究等を通じて獲得する外部研究資金に対するパーセンテージにより、知的財産関連予算の総額を決定するという手法もあります。民間企業においては、研究開発費の数%を知的財産関係費に充てている実態も参考にするとよいでしょう。

大枠を定めた後は、各公的試験研究機関における平均的な知的財産関連費用の比率を前提として、どれだけの活動ができるか試算するとよいでしょう。年間発明件数、国内出願件数、審査請求件数、登録件数、外国出願件数などの支出項目や利用可能な支援制度、料金の減免制度を確認すれば、大枠の中でどのような権利化活動が可能であるか確認することができます。

なお、料金の減免に関し、公的試験研究機関は、産業技術力強化法第17条に基づいて、審査請求料及び第1年分から第10年分の特許料が1/2に軽減されます。また、軽減申請に必要な書類及び手続きについては、特許庁の「公設試験研究機関を対象とした審査請求料、特許料の軽減措置について¹⁸⁾」に詳細に記載されています。その他の研究開発時の留意点(第十四章)も参照しながら予算を立案するとよいでしょう。

大枠の予算の範囲で可能な知的財産管理が、公的試験研究機関の活動計画に基づく知的財産管理よりも少ないようであれば、大枠の予算額を増大するか、知的財産管理をより低コストなものに変更する必要性が生じ、逆もまた同様です。知的財産管理を行うには、案件ごとの出費を避けることができませんから、安定的な知的財産管理を行うためには、安定的なライセンス収入が得られるように研究テーマや支援の方法に工夫が必要です。例えば、具体的な事業計画がある技術を優先的に特許出願する、数年以内にライセンス収入が得られない特許は放棄する、などのルールを策定する必要があるでしょう。

¹⁸⁾ 特許庁「特許料等の減免制度」(最終アクセス日 2016年3月1日)、
<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

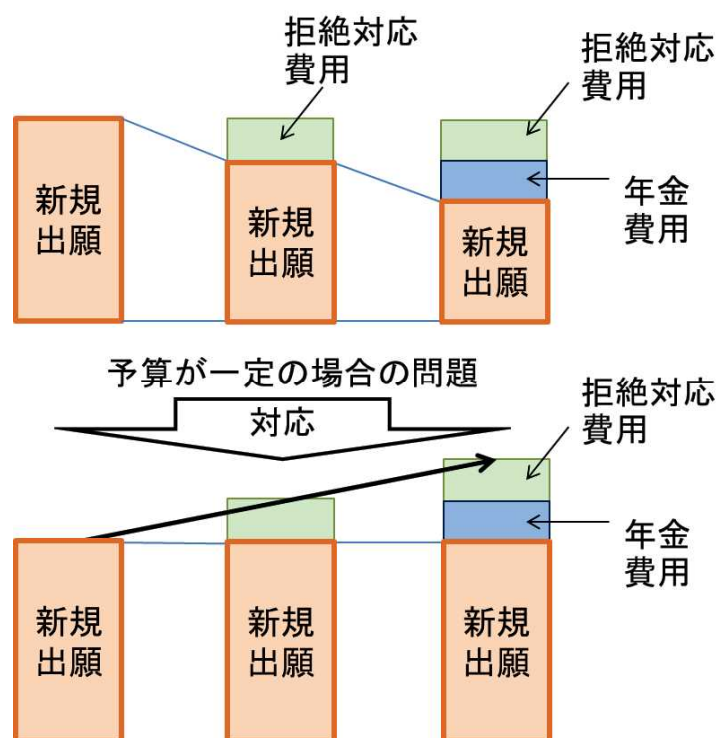
ライセンス収入が得られない案件も含め、支出と収入の関係をどのように考えるのか、権利化や権利放棄等の優先順位をどのように設定するかなどについて、各公的試験研究機関で、その方針を明確にしておくことが重要です。

なお、知的財産管理業務の実態により、必要に応じて予算措置を講じるという方法もあります。いずれにせよ、各公的試験研究機関の知的財産ポリシーや知的財産活動計画を踏まえて、それぞれに定めることとなります。

また、知的財産費用の予算については、最初は、出願費用だけを手当てすればよいのですが、出願後には、特許庁からの拒絶理由通知に対する応答（一般的に中間処理といっています）が発生し、さらに登録になると権利を維持する費用（一般的に維持年金といっています）が発生します。その分の予算的手当てが無いと出願予算が細り、満足な知的財産活動ができなくなり問題となります。

権利が活用されていない場合、その見直しは予算の有効活用上必要で、機関の規程に基づいて見直しを行うべきです。しかし予算の帳尻合わせのために、活用できる登録権利までも放棄するような小手先の調整は、後日花開く特許の芽を摘み取る恐れがあるので問題です。将来の事業可能性をきちんと評価して登録放棄を考えるべきです。審査会などを開催して客観的に決定する制度を設けることで、無計画な権利放棄を阻止できます。

【図3 新規出願予算の確保】



公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 18 知的財産担当者や研究員等のための知的財産研修予算の確保

従来、公的試験研究機関の研究員等や知的財産担当者に対する知的財産研修は実施されていなかったため、当公的試験研究機関は、知的財産活動の活性化を図る取り組みを、Step by Step で実施した。1st Step は、研究員等に対する研修であり、知的財産に関する基礎研修と研究テーマと特許情報の関連性・重要性の認識を促すための技術内容に応じた特許調査研修を行った。2nd Step は、自治体保有の知的財産の棚卸であり、知的財産毎に価値評価を行い、それに基づき権利維持方針を決定した。3rd Step は、知的財産問題の抽出であり、公的試験研究機関だけでなく自治体を俯瞰した知的財産の課題を抽出した。

次なる Step として、公的試験研究機関内部だけでなく自治体全体の関係部門を集めた会議を開催し、知的財産問題の共有と課題解決を検討する方策を審議した。

同会議の後、すぐに県の知的財産を管理している部門より、翌年度の知的財産活動予算を新規に取るための働きかけがあり、①研究員等向けに外部知的財産専門家による知的財産 Step up 研修費と②知的財産担当者育成のための知的財産研修予算を計上し、後日いずれも予算が承認された。知的財産担当者向け研修は、県外の有料研修に知的財産担当者を派遣するもので、初めての試みである。また、後日、知的財産の取り組みが遅れていた農林水産・畜産管理部門でも、特許調査予算が確保された。

事例 19 年度事業計画の達成をサポートする知的財産予算実績管理の仕組み作りと実行

当公的試験研究機関は、知的財産管理における予算策定と実績管理が担当者任せとなっており、国内出願・国外出願の権利化経費の詳細（出願、中間処理、維持年金）が組織として把握できておらず、限りある資金の配分がうまくできていなかった。

予算策定と実績管理体制の構築は、知的財産管理の PDCA サイクルを回すため、また、外部知的財産専門家の効果的活用を図るためにも重要な事項であり、次の施策を立案し、運用開始した。

- ①組織としての予算管理を実施するために管理責任者を設置。
- ②年度計画策定、月次報告、四半期レビュー及び年度の振り返りの実行にリンクさせた予算管理の仕組み作り。
- ③代理人への業務依頼状況と資金の流れの見える化を図るために管理台帳を改善。
- ④年度知的財産予算策定とフォーマット及び帳票類の整備による月次管理の徹底。

この結果、予算執行前後での計画実施の有効性判断が明確になり、また、代理人の仕事評価や、権利化に対する出願内容の評価等の業務の充実化も図られ、さらに、計画的な知的財産活動の実施により、根拠が明確な来年度予算策定が可能となった。